

11月25日 事務次官等会議
11月26日 閣議
12月1日 公布(予定)

平成16年11月
内閣府

「平成16年10月18日から同月21日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令案」について

激甚災害名

「平成16年10月18日から同月21日までの間の豪雨及び暴風雨による災害」

10月13日09時にマリアナ諸島近海で発生した台風第23号は、18日18時に大型で強い勢力となって沖縄県の南の海上を北上した。台風は、19日に沖縄本島から奄美諸島沿いに進み、20日13時頃、大型で強い勢力のまま高知県土佐清水市付近に上陸した後、15時過ぎ、高知県室戸市付近に再上陸した。その後、18時前、大阪府南部に再上陸して、近畿地方、東海地方に進み、21日03時に関東地方で温帯低気圧となった。

被害の発生状況

(1) 公共土木施設等関係(11/19現在) (単位:億円)

	公共土木施設	公立学校	公営住宅	児童福祉施設	老人ホーム	合計
査定見込額	2,193.9	19.6	19.5	2.0	1.6	2,236.5

(上記の他、生活保護施設2百万円、知的障害者更正施設等7百万円、感染症予防事業10百万円)

(2) 農地、農業用施設及び林道関係(11/19現在) (単位:億円)

	農地	農業用施設	林道	合計
査定見込額	158.6	278.1	102.9	539.5

(3) 農林水産業共同利用施設関係 被害見込額 7億1千万円(11/19現在)

(4) 森林災害関係(11/19現在) (単位:億円)

被害面積	被害見込額
14,848 ha	129.9

(5) 中小企業関係(11/5現在)

京都府(宮津市、加佐郡大江町、与謝郡加悦町)の被害推計報告額 38億4千万円以上
兵庫県(洲本市、豊岡市、西脇市、城崎郡城崎町、城崎郡日高町、出石郡出石町)
の被害推計報告額 361億6千万円以上

適用すべき措置の概要

1 激甚災害（本激）＜全国について適用＞

（1） 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第2章）

公共土木施設等の災害復旧事業について公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等（以下「負担法等」という）の根拠法令等に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。（71% 86%（全体平均、過去5年間の実績））

（2） 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）

農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業等について農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下「暫定法」という。）等に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。（84% 92%（農地、過去5年間の実績））

（3） 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第6条）

農業協同組合、森林組合等が所有する倉庫、加工施設、共同作業場等の共同利用施設の災害復旧事業について、暫定法に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。（20% 30～90%）

（4） 森林災害復旧事業に対する補助の特例（法第11条の2）

激甚災害を受けた森林の被害額及び被害面積が一定以上の市町村の区域において都道府県、市町村、森林組合等が森林を復旧するために行う被害木等の伐採、搬出、被害木等の伐採跡地における造林等の森林被害復旧事業について、国が当該事業費の1/2を補助する。

都道府県が行う事業に対し 1/2

都道府県以外の者が行う事業に対し 2/3（都道府県1/6、国1/2）

（5） 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（法第16条）

公立社会教育施設災害復旧事業に対し2/3の補助を行う。

（6） 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（法第17条）

私立学校施設災害復旧事業に対し1/2の補助を行う。

（7） 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（法第19条）

市町村の行う感染症予防事業（消毒、ねずみ駆除等）の支弁について都道府県が全額を負担し、国がその2/3を負担する。（都道府県1/3 国2/3）

（8） 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条）

公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道に係る災害復旧事業で、負担法等及び暫定法の適用を受けない小災害の復旧事業費に充てるため発行が許可された地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入する。

2 局地激甚災害

<京都府宮津市、加佐郡大江町及び与謝郡悦町並びに兵庫県洲本市、豊岡市、西脇市、城崎郡城崎町及び日高町並びに出石郡出石町の区域に係る激甚災害について適用>

(1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例(法第12条)

被災地域内に事業所を有し、かつ激甚災害の被害を受け、事業の再建を図る中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引き上げ及び保険料率の引き下げの特例措置を講ずる。

(2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例(法第13条)

小規模企業者等設備導入資金助成法の貸付金及び中小企業近代化資金助成法の貸付金等について、その償還期間を2年間以内において延長する。

連絡先

内閣府政策統括官(防災担当)付

石井、江口、秋元

03-5253-2111(代)(51205・51210)

03-3501-5408

政令第 号

平成十六年十月十八日から同月二十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
平成十六年十月十八日から同月二十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害	法第三条から第六条まで、第十一条の二、第十六条、第十七条、第十九条及び第二十四条に規定する措置並びに京都府宮津市、加佐郡大江町及び与謝郡加悦町並びに兵庫県洲本市、豊岡市、西脇市

、城崎郡城崎町及び日高町並びに出石郡出石町の区域に係る激甚災害にあつては、法第十二条及び第十三条並びに中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十二年政令第四百六十八号）の規定によりなお従前の例によることとされる中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第二百二十二号）附則第十五条の規定による改正前の法第十三条に規定する措置

備考 上欄の暴風雨とは、平成十六年台風第二十三号（同年十月十三日に北緯十四度十八分東経百四十三度五十四分において台風となった熱帯低気圧で、同月二十一日に北緯三十五度五十四分東経百

三十九度四十八分において温帯低気圧となったものをいう。() によるものをいう。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。